

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十
五号）（教育局財務課）

一 趣旨

埼玉県高等学校等奨学金事業基金を高等学校等奨学金事業に要する経費の財源
に充てるために処分することができるように変更等をするための改正

二 内容

(一) 基金の種類の変更

定額の資金を運用するための基金から特定の目的のために財産を維持し、資
金を積み立てるための基金に変更

(二) 基金の預託に関する規定の削除

奨学金の貸与を行う金融機関に基金を預託することができる規定を削除

(三) 基金の処分に関する規定の追加

高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てるために処分することがで
きる規定を追加

三 施行期日

公布の日